フェリシアこども短期大学 休学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリシアこども短期大学学則第16条、第17条及び第18条の 休学等の規定に基づき、休学及び復学に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学手続き)

- 第2条 病気その他、本学が認めるやむを得ない事情のため就学することができない者は、 医師の診断書または詳細に事由を記した保証人連署の休学願を、当該期日までに提出し、 学長の許可を得て休学することができる。
 - ① 当該学年の春学期又は1年の休学を希望する者 当該学年の始まる前2月1日から6月末日まで
 - ② 当該学年の秋学期の休学を希望する者 当該学年の8月1日から11月末日まで
 - 2 休学期間中の授業料等及び在籍料について
 - ① 1年の休学を許可された者は年額の授業料及び施設費が免除となり、在籍料6万円を徴収する。
 - ② 春学期又は秋学期の休学が許可された者は当該学期の授業料及び施設費が免除となり、在籍料3万円を徴収する。
 - 3 出産を理由とした休学については半期に限り(保育園に在籍できなかった場合は延 長)在籍料は全額免除とする。
 - 4 休学期間中の授業料等を納付済みの場合には、休学在籍料を差引いた額を復学後の 授業料等の費用に充当する。

(復学手続き)

- 第3条 休学期間が満了し休学延長手続きをとらない場合、休学期間満了日の翌日から自動的に復学となる。この場合、申請手続きは不要である。
- 2 休学期間の満了前に復学を希望する場合、復学を希望する日の1ヶ月前までに復学願 を教務課に提出し、学長の許可を得て、休学期間の途中から復学することができる。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。